個別資産利活用方針

No. 2018-16

財産名称	旧足尾庁舎	担当課	足尾行政センター	行政財産
所在地	日光市足尾町松原1番19号	根拠法令		

土地情報					
敷地面積（㎡）	2,904	所有	市有地	その他	

利用目的

庁舎

財産の現状

当該建物は、土砂災害特別警戒区域ならびに土砂災害警戒区域に建っており、耐震性はなく、安全性が確保できない。外壁、屋根屋上、内壁等の重要部位での経年劣化が顕著であり、継続して使用するには改修等に相当の費用が必要になると思われる。

財産経過等

旧足尾庁舎ならびに旧足尾分署は、土砂災害特別警戒区域ならびに土砂災害警戒区域に立地しており、老朽化が著しく安全性が確保できないため、平成25年8月、通洞地区に新たに足尾庁舎と足尾分署がそれぞれ建設され、移転した。
その後、当該建物は解体されることなく、不用物品の保管、国民宿舎かじか荘建て替えに伴う備品の仮置き場等として活用してきたが、かじか荘建替え工事が終了したため、今後の活用予定はない。

No.	該当財産名称	主構造	階層	建築年度	耐用年数	耐震	延床面積（㎡）
1	旧足尾庁舎	木造	2	1962	24	未	1,611.11
2							
3							
						延床面積　総計（㎡）	1,611.11

位置

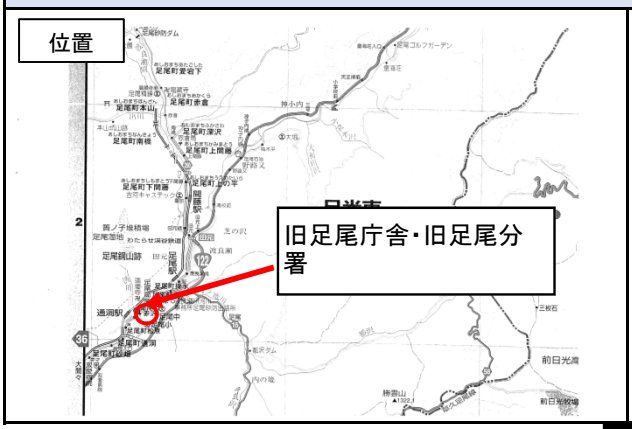

写真等

利活用方針	
1　資産利活用の方向性	市有財産として保有 建物については、行政目的としては使用せず、時期を調整して解体する。
2　当該方向性の理由	建物については、老朽化が著しく、土地自体が土砂災害警戒区域であることから、公共的利活用は適さず、解体することが望ましい。 前述のように、土砂災害警戒区域であり、売却対象としては、あまり相応しくないことから、引き続き市有財産として保有する。建物については、将来的に解体するものとするが、解体後の跡地活用計画（駐車場整備）の必要性等を精査した上で、解体時期については、他の解体施設と調整して判断する必要がある。
3　資産活用の具体的手法	普通財産移管。 適正な維持管理を行う。
4　具体的対応スケジュール	普通財産への移行手続きを進める。